

## 《論説》

ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における  
民事司法改革の評価（2・完）

——連邦司法センターによる早期評価計画の評価を  
中心として——

小松良正

## 目次

- A 序論
- B 連邦司法センターによる調査結果の概要
- C 裁判所およびデモンストレーション計画の概要（以上，比較法制研究第26号）
- D 裁判所におけるデモンストレーション計画の効果（以下，本号）
- E わが国に与える示唆

## D 裁判所におけるデモンストレーション計画の効果

## 1 早期評価計画に関する裁判官の評価

## (1) 早期評価計画の効果

裁判官らは、一般的に早期評価計画がより早期の和解を生じさせるという目的を達成したと述べ、この点は、この計画に関する年4回の報告書が提供する統計により示されていると数名の裁判官が指摘した。<sup>(2)</sup>

より早期の和解に加え、その計画はその他のいくつかの利益を提供している、とそれらの裁判官は述べた。それらのうちの一つの重要な利益とは、訴訟当事者がその手続についてかなりの満足を表明したという点である。この点は特に注目される、とある裁判官は述べた。なぜなら、当初は弁護士側のかなりの抵抗感があったからである。「彼らは、現在その手続に極めて好意的である」、とその裁判官は述べた。もう1人の裁判官は、「その計画は有

益である。なぜなら、弁護士は、裁判所がその訴訟事件と当事者に関心を持っていると考えるからである」と指摘した。ある裁判官は、「当事者の全員がその計画は徒労であると考えかつそうであった事件」から、その計画について若干否定的な意見を聞いたと述べた。しかし、その裁判官は、それらの事件と「徒労にはみえるが和解により終結した事件とを区別することは難しい」と指摘した。

ほとんどすべての裁判官が、早期評価計画は彼らの業務量を軽減しその業務時間を節約することにも有益であったと考えた。その他の2名の裁判官は、この計画における早期の和解により、その訴訟事件がモーション（申立て）手続あるいは広範囲なディスカヴァリに進行する必要がなくなり、したがって裁判官の業務量が減少したと指摘した。ある裁判官は、「1週間に1度ないし2度、Kent氏から訴訟事件が和解により終結したとの通知を受ける。これらの事件は、私がスケジューリング命令を発令したり、ディスカヴァリ上の紛争を処理しあるいはディスカヴァリ協議を開催する必要のない訴訟事件である」と指摘した。数名の回答者は、その計画が和解協議のためにマジストレイト裁判官に配点される訴訟事件の数を減少させるという結果をももたらしたと述べた。これらの裁判官は、EAPにより裁判所はより柔軟にマジストレイト裁判官を利用することができるようになり、また特にマジストレイト裁判官を民事訴訟事件に関与させることにより、処理件数を増加させることができた<sup>(3)</sup>と述べた。

EAPにより解決される訴訟事件がそれから利益を得ることは裁判官にとり明らかである一方、それにより解決されない事件もまたその計画から利益を得たかどうかは、彼らにとって明らかではなかった。ある裁判官は、「[EAPを経た]当事者は、少なくとも訴訟事件の範囲を限定し」、また「事件の末端ではなくその核心により一層」進行したことを認めたと指摘した。しかし、一般的に一年内に訴訟事件を審理に付しているもう一人の裁判官は、その計画はもし訴訟事件がそのセッションにおいてまたはそのセッションの後すぐに和解するのでなければ、その訴訟事件を遅延させるであろうと述べ

た。マジストレイト裁判官は、当事者がEAPを経た時は、依頼人自身が再度出廷しなければならない後続の和解協議の参加に一層消極的となる場合があると述べた。

総括すると、裁判官らはその計画に大変満足しているが、数名の裁判官は、当初は何人かの裁判官の側に強い懐疑論があったことを指摘した。四年を越えるこの計画の経験の後、裁判官らは、今日この計画が裁判所および訴訟当事者により有益なものとなっている点に疑いなく同意している。<sup>(4)</sup>

### (2) 早期評価計画と審理前における裁判官の事件管理（手続）との調整

早期評価計画への参加は、訴訟事件が裁判所の通常の審理前手続における手続（民事司法改革法が規定する事件管理原則を具体化した諮問グループの報告書に記載されている手続）を経ることを免除するものではない。しかし、裁判官らは、この点はなんらの問題を生じさせなかったことを指摘した。大部分の裁判官がEAP事件と非EAP事件とを区別しては扱わなかったと述べ、また数名の裁判官は、しばしばある訴訟事件がEAP事件であることすら知らなかった点を指摘した。数名の裁判官は、もしその事件がEAP手続において和解するように思われる場合は、ディスカヴァリを延期しあるいはさもなければ事件管理手続を変更するであろうが、そのような状況は比較的まれであると述べた。ある裁判官が述べたように、「調整について度重なる<sup>(5)</sup>あるいは重大な問題は生じなかった」のである。

### (3) EAP計画における重要な特徴

裁判官らは、この計画の成功にとり重要な特徴として二つの点を指摘した。第1の特徴は、その計画が当事者をその訴訟事件の早期の段階で中立人とともに集合させ、かれらにその事件の本案について率直に評価させるという点である。「重要な点は、表題にあるように早期の評価である。多くの当事者は、彼らが何を求めるかについて見当を付ける前に訴えを提起するのである」とある裁判官は述べた。この計画が推進する情報の早期の交換は、当事者を「現実的にさせる」ことに役立つともう1人の裁判官は述べた。

この計画に関する第2の重要な特徴とは、現在職務を行っている計画管理

官にあることを、すべての裁判官が確認した。裁判官に対してなされたコメント及び弁護士に送付された調査書から、裁判官らは、計画管理官の調停技術及び事件処理が弁護士により非常に尊敬されていることを知った。彼は非常に効果的に職務を行っており、この計画の成功の大部分は彼に負っていると裁判官らは述べた。<sup>(6)</sup>

#### (4) 調停サービス提供のための裁判所内職員の利用の有用性

裁判所の選任する職員は非常に効果的であることが明らかとなった一方で、裁判所の計画について生じるより一般的な疑問とは、調停という援助を提供するために、民間の調停人またはマジストレイト裁判官ではなく職員としての中立人を利用することについて特別なメリットが存在するかどうかである。

職員の地位と民間の調停人の利用とを比較した場合、裁判官らは、裁判所内の職員を利用することから生じるいくつかの利点を確認した。第1に、調停を実施する者の資質と名声とが弁護士の信頼を得るために非常に重要であり、適任者の名簿を作成し彼らの技量について訴訟当事者に確信させることは難しいであろう、と数名の裁判官は考えた。ある裁判官は、「このような計画の有効性は、弁護士の認識に依存している。彼らは、この計画をもう一つの障害と認識するか。そうであるとすれば、その計画は失敗に終わるであろう。そうではなく、彼らはそれを本当に有益であると認識するか。この点が重要であるが、もし裁判所がプロ・ボノの中立人名簿を利用するとすれば、そのような認識は存在するであろうか。裁判所は、適任者の名簿を作成し、その資質について弁護士を確信させるために必要とされる業務を行うことができるであろうか」、と指摘した。

第2に、数名の裁判官は、裁判所は大きなグループを構成する調停人を厳格に監視することができないので、裁判官も当事者も計画管理官に対するのと同様な信頼を与えないであろう、と指摘した。ある裁判官は、「我々は、どの程度彼らが適切な者であるかが分からないであろう」、と述べた。

裁判官らはまた、裁判所内の職員を利用することにより訴訟当事者に対して生じる費用の節約が、彼らをより一層調停手続に対する合意に向かわせる

であろう、と述べた。ある裁判官は、費用の節約と現在職務を行っている計画管理官の名声の双方に言及して、「その計画を一層利用しやすいものとするればするほど、またそれについての疑念を払拭すればするほど、その計画は一層利用されるであろう」、と述べた。

数名の裁判官はまた、ADRは計画管理官の常勤の職務なので、彼は卓越した技量を有するだけでなく、ADR上の業務と弁護士自身の業務量とのバランスを取ろうとする際に弁護士が遭遇するようなスケジュール上の問題をほとんど有していないことを指摘した。

これらの長所に加え、ある裁判官は、特に小規模な事件における多くの当事者が「裁判官の助言を聴く」ことを望み、計画管理官を裁判官とほとんど同じ影響力を持つものと考えるのである一方、民間の弁護士はそれほどの影響力を持たないであろうと指摘した。もう1人の裁判官は、計画管理官は裁判官との定期的なコンタクトを通して「裁判所に関する最新の情報に通じて」おり、裁判官が当事者に対してその訴訟事件についてどのような反応を示すかについてより適切な意見を述べることができるであろう、と指摘した。

ADR上の業務を実行するために、マジストレイト裁判官ではなく、常勤の裁判所内職員を利用する点について、大部分の裁判官は、マジストレイト裁判官は民事事件及び刑事上の審理前手続に関する事項に深く関与しているため、彼らは、近時早期評価計画に振り分けられた一連の訴訟事件において早期評価会合を開催する時間を有しないであろうと指摘した。2名の裁判官は、ADRの処理に専念する独立した職員を維持するのではなく、マジストレイト裁判官の配置を強化することは一層の費用の負担を伴うであろう、と述べた。また、マジストレイト裁判官は調停について異なった水準の技量を有しており、したがって、すべての者がこの業務に適しているわけではない、とあるマジストレイト裁判官が指摘した。

一般的に、裁判官は、調停業務を提供するために裁判所内の職員を利用することがこの計画における重要な特色であり、適切な財源が与えられるならばこの実務を継続するであろうという点に同意した。<sup>(7)</sup>

### (5) 計画の拡大

大部分の調停を計画管理官に依存することについて一つの欠点があるとすれば、それは、彼が処理することのできる訴訟事件の数には限界があり、それはまもなく到来するであろうという点である。この計画は効を奏したことが明らかとなり、また裁判所がこの計画の継続を希望しているので、裁判官はこの計画をどのようにしてすべての民事事件に拡大するのかという問題に直面している（ただし、在監者訴訟や社会保障事件を除く）。1人の管理官だけでは、この計画に振分けられるすべての事件を処理することはできないことは明らかである。

裁判官は、裁判所がより多くの事件に対して調停業務を提供することができるであろういくつかの方法を指摘した。その一つは、当初の EAP 計画を変更し、計画管理官がより多くの事件をその他の方式の ADR に振り分けるようにする、というものである。計画のこのような面は決して十分には実施されなかったため、裁判所は、中立人となることに署名したが他の方式の ADR を十分には担当しなかった弁護士を失望させたという点を、数名の裁判官が表明した。と同時に、裁判官はこのような結果をもたらした次のような二つの説得力ある理由を認めた。まず第 1 に、計画管理官による調停の援助にはなんらの費用もかからない一方、当事者は、その他の方式の ADR では弁護士中立人に費用を支払わなければならないのであり、第 2 に、計画管理官は卓越した名声を有しているという点である。ある裁判官が述べたように、当事者が管理官による調停を選択するのは、「彼には費用がかからず、また彼は優れているから」である。

第 2 の提案は、現在の計画管理官を援助するため、裁判所が「副計画管理官」を雇用するというものであった。このような解決方法の難点は予算に関連したものであり、適任の職員を雇用するための十分な財源を得ることが困難であることを裁判官は認めた。この業務を拡大するもうひとつの方法は、ある一定の EAP 上の業務の遂行をマジストレイト裁判官または破産裁判官に委ねるものとすることである、と数名の裁判官は述べた。しかし、これら

の裁判官の多くがすでにかんがりの業務量を負担しているため、またある裁判官が述べたように、「当事者を集合させるには多くの時間を要する」ため、これも十分な解決方法ではない、と彼らは指摘した。

当面の解決方法として（かつその他の解決の可能性がなければ長期的に）、計画管理官は、多くの訴訟当事者の事件について調停を実施するため、彼らに裁判所の名簿上の弁護士を利用するよう説得を続けるのである。<sup>(8)</sup>

#### (6) 計画に対する懸念

裁判官は、あえてこの計画の不都合な点について考えることを強いられた。次のようないくつかの点が、1人または2人の裁判官により指摘された。すなわち、①依頼人は、常にEAPに参加させられることを好むわけではない、②この計画は人件費及び施設費を伴う、③もしある事件がこの計画に振り分けられたが解決しないときは審理期日が遅延し、費用が増加すること、及び④この計画の存在は、裁判所が「ただ事件を解決しようとだけしている」という印象を与えるのである。しかし、これらの懸念はそれほど強くは表明されなかったのであり、ある裁判官の次のような意見が大部分の裁判官の意見を捉えているように思われた。すなわち、唯一の短所があるとすれば、それはこの計画が「すべての事件には適用されない」という点である、と彼は述べた。<sup>(9)</sup>

#### (7) 他の裁判所に対する推薦

この計画が非常によく機能しているという裁判官の意見は、他の裁判所に対するこの計画の熱心な推薦の中に現れている。もちろん、この点はある裁判官が述べたように、例えば、その裁判所における弁護士が代替的紛争解決に関心を有しているかといった、その裁判所における特定の状況に依存している。また、他の裁判官は、この計画を十分に実施するためには、かなりの期間に渡る裁判官の支持とその計画への熱心な取組みが必要である、と述べた。ADRを設計する際には弁護士を関与させることもまた重要である、と数名の裁判官が述べた。

最も重要な点として、裁判官らは、この計画には弁護士の信頼を得ること

のできる有能な計画管理官が必要であることを強調した。ある裁判官は、「この計画を実行する者の人格が重要である」と述べた。他の裁判官は、管理官には威信がありかつ裁判所の支持があることが重要であることを強調した。

裁判所は計画管理官（職員としての調停人）に対してどのような資質を求めるかとの質問に対して、裁判官らは、一致してかなりの訴訟実務経験を有する者を選抜することが重要であることを強調した。ある裁判官は「学問的資質はあるが実務経験のない者を雇用しないように」と述べ、またある裁判官は「安い費用でこの計画を実行することはできない。経験が必要とされる」と述べた。この計画がまさに立ち上げられた時点では、かなりの訴訟実務経験を有することが特に重要である、とある裁判官は指摘した。裁判所の計画管理官はかなりの実務経験を有していたので、彼は弁護士の尊敬を得ることができたし、また彼は「どのようにかつどの時点で、当事者に圧力をかけるか」を知っている、とある裁判官は述べた。裁判官が指摘したその他の重要な資質とは、信頼性、忍耐力、円熟性、価値観、熱心さ、及び「幅広い経験を有する」者であった。

しかしながら、ある裁判官は、最後にEAPのような計画は「万能薬ではない」ことを裁判所は悟るべきであると述べた。裁判所は、「地方規則を無視してすぐに成功がもたらされるものと期待することはできない。それは多くの業務と献身的努力を伴う」、とその裁判官は述べた。<sup>(10)</sup>

## 2 計画の有効性についての弁護士の評価

以下の数節では、早期評価計画が個々の事件において望ましい効果を有したかどうか考察されるが、それに先だって、この計画がそれに服する弁護士の視点からみて適切に機能しているかどうか検討される。<sup>(11)</sup>この調査結果は、EAP事務所がEAPセッションに参加した各弁護士に送付した質問書に基づくものである。この調査結果を検討する際に指摘しておかなければならないのは、弁護士が質問書を裁判所以外の団体ではなく裁判所に返送した



ことで、その回答がどの程度影響を受けたかを判断することができないことである。すべての回答者について匿名が前提とされているが、他の状況の下で実施されるならば、その回答はより積極的なものであるかもしれない。また、この調査結果は、この計画が報告されたような効果を確定的に有するかどうかを示すものではなく、弁護士の実験によればそのように述べるができるというにとどまるものである点に注意しなければならない。

表7は、いくつかの特徴のそれぞれ（それらのいくつかは、以下の項目において論じられる）について、EAPセッションに参加した大多数の弁護士が、EAP手続は適切に機能していると報告したことを示している。<sup>(12)</sup>

#### (1) EAPセッションのタイミング

特に興味深い点は、セッションのタイミングについての弁護士の回答である。一般的には、ある一定のディスカヴァリが実施されるまでは、有意義な和解協議を行うことはできないものと考えられている。しかし、この裁判所ではADR手続がきわめて早期に実施されるにもかかわらず、わずかに11%の弁護士のみがこの手続の開始は彼らの訴訟事件では早すぎた、と報告した。セッションのタイミングに関する弁護士の評価と、なんらかのディスカヴァリがその訴訟事件において実施されたかどうかを示す指標との間にはなんらの関係も存在しなかったが、数名の弁護士は、もしより多くのディスカヴァリが実施されていたとしたら、そのセッションは一層生産的なものとなつたであろうと考えたことが、記述式の回答から示されている。この問題に触れた十数名の弁護士のうち、次のような弁護士の回答が彼らの意見を明らかにしている。すなわち、「最初の会合は、あまりに早く開きすぎる。最初の会合の前に、一定のディスカヴァリ（質問書、文書、及び当事者の証言録取書）が実施されたことを確認することが必要である。このような基本的なディスカヴァリがなされていなければ、その事件を現実的に評価することは困難であろう」と。

他方において、数名の弁護士は、EAPセッションの間はディスカヴァリは停止されるべきであると提案した。なぜなら、当事者がEAPに参加して

いる間に、裁判官のスケデューリング命令の要求に従わなければならないとすれば、余計な費用がかかるからであると指摘した。「誠意のある当事者は、

表7 早期評価計画がどの様に適切に機能したかに関する弁護士の評価 (13)

ミズーリ州西部地区カンザスシティ部

計画の機能	各回答を選んだ弁護士のパーセント		
	賛成	反対	どちらとも言えない
早期評価計画の開始は早すぎた (人数 = 1301)。	11.0	63.0	26.0
管理官は、効果的に当事者に有意義な協議を行わせた (人数 = 1305)。	81.0	8.0	11.0
管理官は、十分な準備をして当事者との協議に臨んだ (人数 = 1301)。	82.0	4.0	14.0
管理官は、全関係当事者を平等に扱った (人数 = 1304)。	92.0	4.0	4.0
管理官は当事者らに解決のためプレッシャーをかけすぎた。	9.0	66.0	26.0
相手方当事者の弁護士は、EAPセッションのための十分な準備をしていなかった (人数 = 1303)。	16.0	59.0	25.0
何人かの当事者は、誠実にEAPセッションに参加しなかった (人数 = 1301)。	18.0	63.0	19.0
相手方当事者は、セッションにおいて和解の権限を有する者により代理されていた (人数 = 1304)。	77.0	17.0	7.0
EAPセッションは、裁判官が実施したとすれば一層効果的であったであろう (人数 = 1299)。	9.0	64.0	26.0
EAPセッションは、訴訟物につき専門的知識を有する者が実施したとすれば一層効果的であったであろう (人数 = 1298)。	14.0	61.0	26.0
管理官は、代替的紛争解決手続を適切に説明した (人数 = 1300)。	83.0	4.0	13.0
EAPは、当事者が通常の訴訟以外の方法で事件を解決することができるかどうか判断するのに役立つ (人数 = 1301)。	72.0	10.0	19.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 252 (1997).

もし真剣な協議が進行中であるとすれば費用のかかるディスカヴァリを行う必要はないので、おそらくスケジュールに遅れるであろうという危惧から、裁判所のスケジュールを充たすためにディスカヴァリを行うことを動機付けられるのである…。早期評価計画に振り分けられる訴訟事件は、ディスカヴァリの自動的停止を受けるべきである」と。もっぱら少数の弁護士のみがこの問題を指摘したが、この点は、この計画が設計された時点で数名の裁判官が有した、訴訟事件が双方のトラックに関与することは負担となるであろうという懸念と一致している。

EAP 手続が受任事件においてあまりに早期に開始されたと報告したこれらの弁護士のうち、「B-EAP」事件よりも「A」事件（すなわち、訴訟の早期の段階で EAP セッションへの参加を要求される事件）の方が、より大きな割合でこの点が問題であると考えた<sup>(14)</sup>。双方とも少数の弁護士が EAP セッションはあまりに早く開催されると述べたが、「A」事件では14%がこの結果を報告したのに対して、「B-EAP」事件ではその割合は7%であった<sup>(15)</sup>。後述するように、EAP セッションは、一般的に「B-EAP」事件の方が「A」事件よりも遅れて開催されている。この調査結果は、いくつかの訴訟事件が EAP セッション前における一層の事件の進展（maturation）により利益を受けていることを示唆している。

しかしながら、全体としては、少数の弁護士のみが EAP 手続のタイミングは彼らの受任した事件にとって早すぎると考えた<sup>(16)</sup>。

## (2) 計画管理官の行為

表7によれば、EAP セッションに参加した大部分の弁護士が、計画管理官は有用であると考えた。大多数の弁護士が、計画管理官は十分な準備をしており、すべての当事者に対して公平であり、また当事者を効果的に有意義な協議に従事させると考えた。弁護士の記述式の回答はその多くが計画管理官に集中しており、表88に示されている評価の背後にあるいくつかの理由を明らかにしている。すなわち、

「Kent Snapp 氏は、大きな助けになる。彼は公平であり、感情的な面で

中庸であり、またまさに提出された争点に集中する。彼の関与がなければ、この事件を解決することができたかどうかは疑問である」。

「この計画は、Kent Snapp 氏の担当により十分な成果をもたらした。彼は、適切な機転や認識および圧力をこの会合や参加者に与えるのである」。

「この裁判所の管理官が、おそらくこの計画に成功をもたらす鍵となるであろう。なぜなら、彼は、幅広い経験を有する老練な法律家であり、訴訟上の問題を熟知しているからである」。

と同時に、10%の回答者が、管理官は彼らに和解のための圧力をかけすぎると述べた。また、記述式の回答のいくつかは、管理官が依頼人の面前で弁護士を威圧しまたは困惑させたといった管理官に対する不満を述べた。しかし、管理官に対する意見の圧倒的多数は肯定的なものであり、大抵の意見は彼の技量と態度を賞賛している<sup>(17)</sup>。

### (3) 弁護士及び当事者の行為

弁護士の評価により確認された問題点に限っていえば、その問題点は弁護士と当事者に原因があるように思われる。表7によれば、18%の当事者が何人かの当事者は誠実に参加しなかったと述べ、16%が相手方当事者は十分な準備をしていなかったと述べ、また17%が相手方当事者は十分な和解権限を有する者により代理されていなかったと述べたことが示されている。したがって、この計画の有効性について問題があるとすれば、それらの大部分は当事者及びその弁護士に原因があるように思われる。

多くの意見が、当事者は和解の意思をもって参加せず、かつ（または）一方の側が和解権限を有していなかった点に言及した。和解権限を有していなかった点については大きな失望が示されており、これらの意見の多くが政府に集中していた。いくつかの意見は、以下の例に示されるように、管理官には、制裁を課する権限を含めて適切な行為を強制するためのより一層大きな権限が与えられるべきであると提案した。すなわち、

「[政府機関の] 代理人は和解権限を有しておらず、その結果すべての者の時間が浪費された」。

「管理官には、誠意をもって参加しない当事者（政府機関に対してさえも）に制裁を課す権限が必要である」

「被告側弁護士が早期に事件を解決しようという意思を有していなかったことは明らかであった。依頼人の代理人が適切な和解権限を有していないこともまた明らかであった。早期評価管理官には、この計画上の規定を強制するための何らかの手段が与えられるべきである」と。

弁護士及び当事者についての回答は、EAP 手続のタイミングの場合と同様、その訴訟事件が振り分けられたグループにより異なった。早期の参加を要求された弁護士（すなわち、「A」事件の弁護士）の方が、自発的に参加した弁護士と比べ、誠実さの欠如、準備不足、及び和解権限の欠如を報告する割合が高かった。「B-EAP」事件では、上述のようにセッションは若干遅れて開催されており、おそらくこの点が「A」事件では生じえないある程度<sup>(18)</sup>の事件の進展を可能とするのであろう。

#### (4) 訴訟物に関する専門的知識の利用

表7によれば、この計画自体が当事者のニーズを満たすことのできないまさに一つの領域を確認することができる。14%の弁護士が、訴訟物について専門的知識を有する中立人がいれば有益だったであろうという点に同意した。記述式の回答は、専門家の方が有益であったと思われる特定の訴訟事件を示唆しなかった一方、数名の弁護士が、ある弁護士の述べた「この手続は、すべての商取引上の紛争について強制的なものとすべきである」という意見と同じ意見を述べた。さらに分析すると、訴訟物に関する専門家は必要ではない（すなわち、この計画が有益であった）ことに同意した弁護士は、契約事件（及び不法行為事件）を代理している可能性が一層高かった。訴訟物についての専門家を望んだ弁護士では、市民的権利に関する事件及び労働事件を担当した者が、このような見解を述べる可能性が一層高かった。

しかしながら、表7において報告されている評価は、全体としてこの計画が適切に機能していることを示唆している。この計画の運営は、大部分の訴訟事件において、諮問グループ及び裁判所が立てた目標の達成になんらの不

都合も生じさせていない。以下のいくつかの節では、実際にこの早期評価計画が、この計画に参加した訴訟事件において目標とされた効果を生じさせた<sup>(19)</sup>どうかを調査することにする。

### 3 訴訟処理期間及び処理類型に及ぼす計画の効果

諮問グループがデモンストレーション計画を設計した際、裁判所が迅速に訴訟を解決するという点はなんら問題となっていなかったと考えたのであるが、裁判に要する費用を減少させるためには、一層早期の訴訟事件の解決が望ましいと結論付けた。この節では、早期評価計画が、実際により早期の訴訟事件の終結をもたらしたかどうかを考察する。この分析は、A、B、及びCグループ内でのEAPに関するアンケートと終結期間の調査に基づいて<sup>(20)</sup>いる。

#### (1) 終結期間についての弁護士の評価

EAPセッションに参加した弁護士のうち極めて高い割合の者が、この手続は彼らの訴訟事件を解決に導くのに役だったと報告した。表8が示すように、59%の弁護士がこの計画はそのような目的との関係で非常に有益であったと述べ、さらに25%の弁護士がこの計画はいくらか有益であったと述べた。<sup>(21)</sup>わずかに3%の弁護士が、この手続は有害な結果を生じさせたと報告した。

表8 受任事件の解決促進についての早期評価計画の有用性に関する弁護士の評価  
ミズーリ州西部地区カンザスシティ部

事件の解決促進に関する早期評価計画の有用性	各回答を選んだ弁護士のパーセント (人数=1304)
非常に役立った	59.0
多少役立った	25.0
影響なし	13.0
多少有害だった	2.0
非常に有害だった	1.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 241 (1997).

早期評価計画が訴訟事件を解決に導くのに有益であったかどうかについての弁護士の意見は、当事者がいずれの側かにより異ならなかった。被告側及び原告側弁護士双方とも、等しく彼らはそれが有益であると考え、また若干の者がそれは有害であったと述べる傾向があった。訴訟処理期間に関するEAPの効果についての弁護士の評価と、その事件における全裁判費用額との間にもなんら関係がなかった。裁判費用の各水準（5,000ドル未満から50,000ドルを超える額までの間）において、類似した割合の弁護士が、EAPは訴訟の進行について有益であるかまたは有害であったと述べた。

予想されたように、計画運営上の特色（表7に記載）についてこの計画に否定的な評価をした弁護士の方が、この計画は訴訟の進行に有害な効果をもたらしたと述べる可能性もまた一層高かった。例えば、当事者が適切な和解権限を有せずに参加したと報告した弁護士の方が、そうではないと答えた弁護士よりも、この計画は有害な効果を有するかまたはなんらの効果も有しないと述べる可能性が一層高かった。しかし、いずれの場合も、この計画がそのような有害な結果を生じさせたと報告した者の数は、非常にわずかであった。

一層興味深いのは、市民的権利に関する事件を担当した弁護士が、早期評価計画は彼らの事件を進行させたと報告する可能性が特に高かったことである。<sup>(22)</sup>このグループにおける少なからぬ数の弁護士が、訴訟物に関する専門家がいれば有益であった点に同意したが、このような希望は、訴訟処理期間についてなんら否定的な結果をもたらさなかった。

最後に、EAP手続に自発的に参加した弁護士の方が、参加を要求された弁護士と比較して、この計画は「非常に有益である」と報告する傾向が一層大きかった一方、参加を要求された弁護士の方が、この計画はなんらの効果も生じさせなかったと述べる傾向が少なくなかった。<sup>(23)</sup>これらの相違は、自発的に参加した弁護士の方が一層適切な事件を選択し、または彼らがEAP手続から利益を見出しやすいことを示唆しているが、次にみるように、彼らの訴訟事件の処理に要する実際の期間は、参加を要求される訴訟事件に要した

処理期間ほど短くはない。<sup>(24)</sup>

(2) グループごとの訴訟処理期間

弁護士の評価が、訴訟処理期間に及ぼす EAP 計画の効果についての重要な情報（そして多くの場合、利用することのできる唯一の情報）を提供する一方、ミズーリ州西部地区では、それ以外にデモンストレーション計画が訴訟処理期間に及ぼす効果を判断するための基礎資料が存在している。この計画を実験的なものとして確立することを通して、裁判所は、比較のための3種のグループを用意した。すなわち、EAP 計画への参加を要求されるもの（A事件）、計画を利用することができないもの（C事件）、及び計画への自発的参加を許されるもの（B事件）である。図1は、3種のグループについて期間ごとの事件処理を示している。<sup>(25)</sup>

図1の連続線は、0カ月（提訴日）から36カ月までの各月に終結した訴訟事件の割合を示している。終結した割合は、左の垂直軸により示される。すでに明らかなように、「A」グループにおける訴訟事件の方が、「B」及び「C」グループの終結事件よりも2カ月から8カ月の間において（すなわち、2カ月から8カ月の期間までに）一層多く終結した。同様に、累積的な終結事件の割合は、破線で示されるとともに右の垂直線で示されており、各期間において「A」事件の方が「B」及び「C」事件よりも一層大きい。

表9は、図1において示されたものと同一の分析に基づいて、訴訟事件の終結期間についてのさらに二つの基準を示している。図1における各線によ

表9 A, B及びCグループ事件の終結期間（月数）の中央値と平均値  
早期評価計画

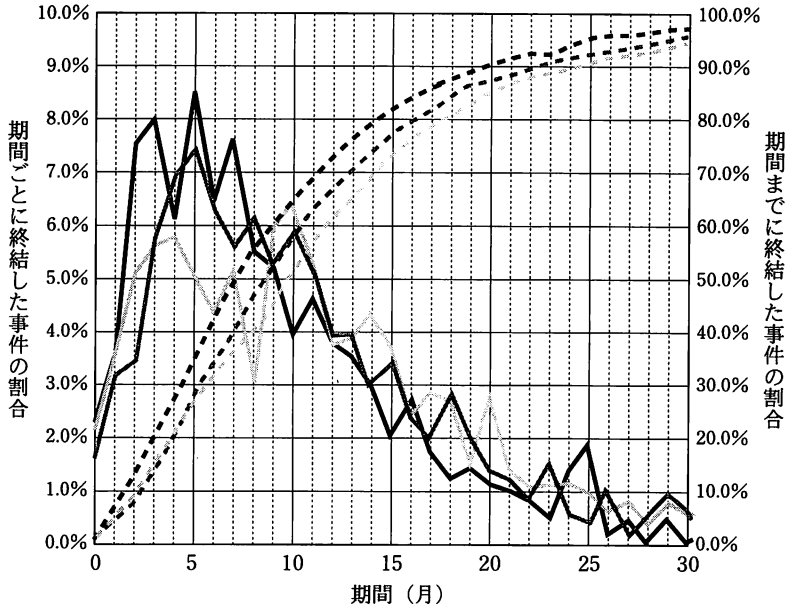
ミズーリ州西部地区カンザスシティ部

グループ	終結期間の中央値	終結期間の平均値
A (人数=999)	7.0	9.7
B (人数=995)	8.6	10.7
C (人数=1019)	9.7	11.4

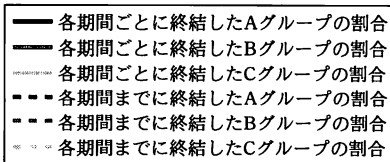
Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 243 (1997).



図1 A, B, 及びCグループにおける各期間までの終結事件  
ミズーリ州西部地区（カンザスシティ部）

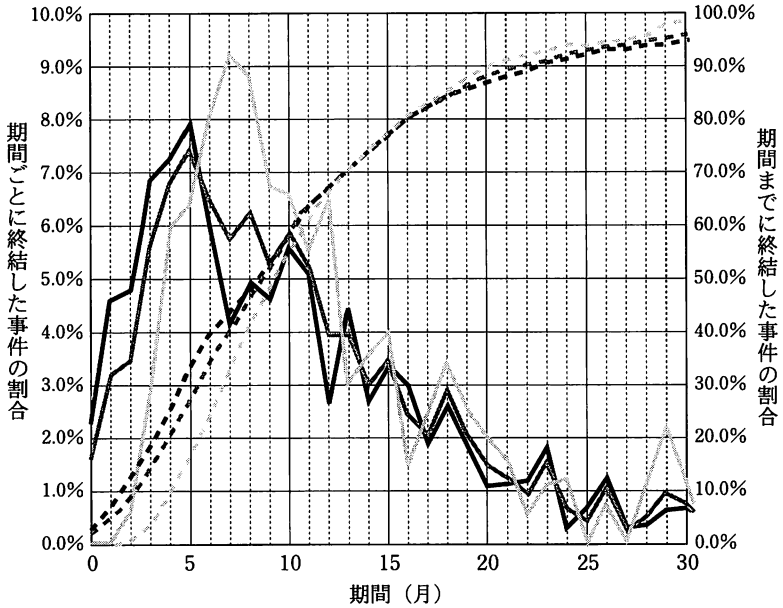


Aグループ=EAPは強制的 (999事件)  
Bグループ=EAPは任意的 (995事件)  
Cグループ=EAPの対象外 (1019事件)

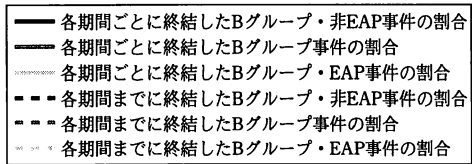


Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 242(1997).

図2 Bグループにおける各期間までの終結事件  
ミズーリ州西部地区（カンザスシティ部）



Bグループ=EAPは任意的（995事件）  
 Bグループ・非EAP事件（694事件）  
 Bグループ・EAP事件（301事件）



Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT of 1990, 2440(1997).

り示唆されるように、「A」事件の終結期間の中央値は「B」及び「C」事件よりも短く、EAPに強制的に付託される事件である「A」事件とEAPへの参加を許されない「C」事件とを比較すると、2.7カ月短い。終結期間の中央値も同様に短い。これらの調査結果は、早期評価計画がこの手続への参加を要求された訴訟事件について、訴訟処理期間を短縮したことを示している。<sup>(26)</sup>

この計画はまた、これに参加することを許容される訴訟事件のグループ（「B」事件）についても、その訴訟処理期間を短縮させた。もっとも、この短縮は、「A」グループと比較した場合、「B」グループの方が全体として若干小さい。この点は予想外のことではない。なぜなら、「B」事件のすべてがEAP手続に参加するわけではないからである。しかし、図2は、「B」グループにおける訴訟事件の動きが、實際上予想外のものであることを示している。再び左の垂直軸から各月に終結した事件の割合を読み取ると、終結した「B-非EAP」事件（EAPに自発的に参加しなかった事件）は2カ月から5カ月の間に頂点に達する一方、「B-EAP」事件（EAPへの参加を選択した事件）は4カ月から9カ月の間に頂点に達しており、EAPに参加しなかった事件と比較すると、EAPに自発的に参加した事件の方が終結期間が長くなっていることが示され、予想と反対の結果になっていることが分かる。表10によれば、その期間は、EAPに自発的に参加しない訴訟事件の場

表10 Bグループ事件（早期評価計画参加事件、早期評価計画不参加事件）の終結期間（月数）の中央値と平均値

早期評価計画  
ミズーリ州西部地区カンザスシティ部

グループ	終結期間の中央値	終結期間の平均値
B全体（人数=995）	8.6	10.7
Bのうち早期評価計画参加（人数=301）	9.2	11.5
Bのうち早期評価計画不参加（人数=694）	8.3	10.4

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 243 (1997).

合の8.3カ月と比較すると9.2カ月であり、「C」事件の9.7カ月に接近している。

この明らかな矛盾を説明するものは何か。なぜ、EAP 手続に自発的に参加した訴訟事件がこの手続の利用を許されない事件とほぼ同じ長さの終結期間を要し、かつ強制的にその手続に付される事件よりも一層長い期間を要するのであろうか。「B-EAP」事件についてより長い終結期間を要するのは、主としてこれらの事件についてなされる EAP 上の事項のスケジュールに起因している。裁判所の実務によれば、「B」事件ではそれらについて EAP の準備が整った時点で、それらの事件に参加勧誘書 (invitations) が送付される一方、「A」事件では、準備が整ったときはセッション期日通知書 (notice of session date) が送付されるのである。ある「A」事件についてセッションの準備が整ったと EAP オフィスが判断してから一月内の短期間内に、そのセッションが開かれる。しかし、「B」事件では、事務所はその参加勧誘書についての応答を待ち、無回答者に対する追跡調査を行い、それからセッション期日を計画しなければならない。「B」事件についての日程調査によれば、参加勧誘書と EAP セッションとの間の時間差がかなりあり、しばしば2カ月から3カ月もあることが示されている。

しかし、ひとたび「B-EAP」事件について計画が立てられると、EAP はその処理を迅速化させる効果を有すると思われる。図2によれば、図1で示されている「A」事件の終結の頂点から2カ月後の7カ月目に、「B-EAP」事件の終結が顕著に増加していることが示されている。この時点において、「B-EAP」事件の累積的な終結数もまた「B-非 EAP」事件の累積的な終結数に追いつきかつこれを超過している。しかし、「B-EAP」事件におけるスケジュールの遅延による全体的な効果は、EAP 手続への参加を許されない事件ほど長引かないにしても、「A」事件の終結期間を2カ月も超えてその終結期間を長引かせるのである。他方において、スケジュールが迅速に行われ、かつ EAP セッションが早期に開催される「A」事件においては、EAP 手続は訴訟処理期間を短縮させるという明確な効果

(27)  
を生じさせる。

### (3) グループによる終結の類型

早期評価計画は、より迅速な終結を生じさせるだけではなく、若干多くの和解による終結をももたらしている。しかし、終結に関する資料のコード化が若干不明確であるため、終結類型に関する結論については注意が必要である。利用の可能な資料を用いて「A」及び「B」事件とを比較すると、「A」事件（EAPに服する事件）は、「C」事件よりも和解で終結する可能性が一層強かった一方、「C」事件（参加を許されない事件）は「A」事件よりも事実審理又は判決により終結する可能性が一層強かった。すなわち、「A」事件の33%が和解により終結した一方、「C」事件では27%が和解により終結し、また「C」事件の15%が判決に進んだ一方、「A」事件については10%が判決に進んだ。最も和解により終結する可能性が強かった事件は、EAPに自発的に参加した「B」事件であり（48%が和解により終結）、この点は、これらの訴訟事件がEAP手続の提供する援助を受け入れる用意ができていたため、自発的にこの手続に参加する傾向が一層強いことを示唆して<sup>(28)</sup>いる。

### (4) 和解とEAPセッションとの時間的近接性

上述の分析によれば、早期評価計画は、より早期の事件の解決と若干多くの和解を生じさせることが示されている。表11は、訴訟の終結とEAPセッ

表11 92年1月1日から96年8月31日までの期間中、少なくとも第1回目の早期評価計画セッションを開催した後に終結した事件における、事件解決と早期評価セッションとの近接度  
ミズーリ州西部地区カンザシティ部

事件終結のタイミング	事件のパーセント（人数=605）
早期評価計画セッション中	38.0
セッションの1～31日後	19.0
セッションの32～91日後	17.0
セッションの92日以上後	26.0

セッションとの時間的近接性を示している。多くの事件（EAPセッションに参加した事件の38%）では、このセッション自体において直ちに訴訟事件が終結する。その他の19%の事件がセッションから1月内に終結し、17%の事件がさらに2カ月後に終結した。<sup>(29)</sup>

#### (5) 訴訟事件類型別の終結期間

各EAPグループ内での終結期間は、表12に示されるように、訴訟事件の類型により異なっている。「B—非EAP」事件は、「B—EAP」事件と比較すると、市民的権利に関する事件を除いた主要な各訴訟事件の類型において一層迅速に終結した。その相違は、不法行為及び労働事件において特に大きい。これら二つのタイプの訴訟事件の一つがひとたび自発的にこの計画に参加した場合、これらの事件はその終結までに異常に長い期間を要した。すなわち、これらの訴訟事件は、同種類の事件である「A」事件や「C」事件よりも一層長い期間を要した。EAPに自発的に参加した不法行為や労働事件が、なぜその他のタイプの事件よりも比較的長引くのかは明らかではない。いずれにしても、「B—EAP」グループ事件についての調査を行う場合、その分析に使用される訴訟事件の数があるタイプの訴訟事件については非常にわずかであるため、一定の注意が払われなければならない。

表12は、EAP手続が特に効果的であると思われる訴訟事件の類型をもまた示している。「A」事件と「B」事件とを比較すると、終結期間の中央値に関する相違は、契約及び市民的権利に関する事件について特に大きい。市民的権利に関する訴訟事件は、さらに「C」事件と比較した場合、それらがEAP手続に自発的に参加した場合でさえ効果的であった唯一の訴訟事件類型である。

矛盾する点は、なぜ「B—非EAP」事件が迅速に終結するのかということである（「C」事件よりもより迅速であり、また不法行為および労働事件では、「A」事件と同様に迅速である）。おそらく、この点はEAP手続に自発的に参加した訴訟事件と参加しない訴訟事件の性質によるのであろう。例えば、「B—EAP」事件は、他のグループと比較すると、その複雑性、対立

性、またはそれらの終結期間を長期化させるその他の特徴の点で、一貫して異なっている可能性がある。これらの事件が自発的にこの計画に参加したという事実は、特別な援助を要するとの弁護士側の認識を反映しているように思われる。これらの事件の参加はまた、ある場合には「B」事件をこの計画に付託しようと特別な努力をする計画管理官の明確な配慮の結果かもしれない。他方において、「B-EAP」事件は、弁護士がEAPにより迅速に解決することができると思われたような平均的な事件であり、かつEAP手続がこれらの事件の解決を遅延させている、との可能性もある。しかし、この計画が処理期間に及ぼす効果についての弁護士の評価は、この仮定と逆の結論を示している。上述のように、大多数の弁護士がEAPは訴訟処理期間を短縮させたと報告しており、また「B-EAP」事件を担当した弁護士の方が、「A」事件グループの弁護士よりも一層そのように述べる可能性が強かった。より複雑な「B」事件がEAPに自発的に参加するとすれば、なぜいくつ

表12 訴訟の種類および早期評価計画グループ別の終結期間（月数）の中央値  
92年1月1日から96年8月31日までに提訴され、96年8月31日までに終結した事件  
ミズーリ州西部地区カンザスシティ部

訴訟の種類		B			C
		A	早期評価計画 参加	早期評価計画 不参加	
契 約	数	7.2	9.7	8.7	9.9
	中央値	209	49	126	174
不法行為	数	8.0	11.2	7.9	9.9
	中央値	168	61	102	175
市民的権利 (Civil Rights)	数	7.3	8.1	10.0	10.6
	中央値	307	128	210	325
労働事件	数	5.8	9.3	5.6	6.8
	中央値	142	33	122	135
その他の民事事件	数	6.8	9.3	8.5	8.7
	中央値	173	30	134	210
全 体	数	7.0	9.2	8.3	9.7
	中央値	999	301	694	1019

かの「B-非 EAP」事件が「A」事件と同様に迅速に終結するかを理解することができる。「B-EAP」事件が EAP に参加した後にそのグループに残されている事件は、それらの争点またはその他の特徴の点でより単純な事件、すなわちいずれにしても短期間で解決されるであろうと弁護士が考えるような事件であろう。そのような訴訟事件の処理期間は、他のグループと比較して一層短いものとなるであろう。しかし、なぜこの点が不法行為及び労働事件に集中しているのかは明らかではなく、また、いずれにしてもこれらの示唆は推測に基づくものであり、なぜ「B-非 EAP」事件が「C」事件よりも一層迅速に終結し、またある場合には「A」事件と同様に迅速に終結するのかという問題については答えていないのである。

しかし、訴訟事件の終結期間に関する分析は、早期評価計画が、全体としてこの計画への参加を要求される訴訟事件の処理期間の短縮に効果的であったことを示している。これらの訴訟事件のグループ内では、すべての種類の訴訟事件が EAP から利益を得ているが、契約及び市民的権利に関する事件（在監者訴訟を除いた裁判所において最も大きな部分を占める民事訴訟事件）は、EAP 手続により特に迅速化されている。この手続はまた、市民的権利に関する事件について自発的な参加が行われたものについても効果的であるように思われる。したがって、「A」事件と「B-EAP」事件とを通して見ると、市民的権利に関する訴訟事件が、特に EAP 手続により迅速化されている<sup>(30)</sup>のである。

#### 4 EAP 手続が裁判費用に及ぼす効果についての弁護士の評価

裁判所及び諮問グループは、訴訟事件をより迅速に終結させることにより、EAP 手続が裁判費用をも減少させることを望んだ。表13は、EAP セッションに参加した弁護士の三分の二を若干上回る数の者が EAP 手続は裁判費用を減少させたと報告した（その割合は、訴訟手続を進行させたと述べた弁護士のそれよりも若干小さいが、依然として参加した者の大多数を占める）。他方において、ほぼ10%の弁護士がこの計画は費用の点で有害な結果を生じ



させた<sup>(31)</sup>と述べ、訴訟処理期間について有害な結果を生じさせた<sup>(31)</sup>と述べた3%の弁護士よりも多いが、依然として小さな割合に止まっている。

表13 早期評価計画が依頼人の訴訟費用の総額に与えた影響に関する弁護士の評価  
ミズーリ州西部地区カンザシティ部

	各回答を選んだ 弁護士のパーセント (人数=847)	1当事者あたりの 中央値	1当事者あたりの 平均値
依頼人の費用は減少した	69.0	\$ 15,000 (人数=383)	\$ 32,007 (人数=383)
依頼人の費用は増加した	10.0	\$ 1,500 (人数=67)	\$ 3,552 (人数=67)
影響なし	21.0	該当データなし	該当データなし

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 247 (1997).

表13はまた、1当事者当たりの費用の節約額に関する見積額の中央値をも示している。それは、早期評価計画が依頼人の裁判費用を減少させた<sup>(34)</sup>と述べた弁護士によれば、15,000ドルにのぼる（この中央値は、「A」事件と「B-EAP」事件とで同一である）。見積額は950,000ドルの高額にも及び、24名の弁護士は、依頼人の節約額が100,000ドル以上の額になったと見積もった。1当事者当たりの見積額の平均は32,007ドルであった（「A」事件では若干高く、「B-EAP」事件では若干低い）。これらの訴訟事件（すべて終了したもの）における裁判費用総額についての見積額の中央値は、10,000ドルであった。もしこれらの見積額が信頼のおけるものであるとすると、それらは、依頼人がその訴訟事件について必要としたであろう額の半額を超える額がEAPによって節約されたことを示している<sup>(35)</sup>。したがって、依頼人の節約額は相当の額に昇るであろう一方、これらは、裁判所が1事件当たり約700ドルの費用を負担することでもたらされる。しかし、EAPが裁判費用に及ぼす効果について結論を導く際には一定の注意を払う必要がある。というのは、この調査結果は弁護士の見積額に基づくものであることのほか、EAPに参加しなかった事件について比較することのできる情報がないからである。

EAP 手続が依頼人の裁判費用を増加させたと報告した弁護士は、費用を節約したと報告した弁護士ほど大きな効果を報告しなかった。表13が示すように、費用の増加額に関する見積額の中央値は1,500ドルであり、平均値は3,352ドルである。費用の増加を報告した弁護士は、事件が事実審理に進んだこと、EAP セッションの開催があまりに早すぎたこと、当事者が誠実にこの手続に参加しなかったこと、または訴訟物についての専門家が望ましかったと報告する傾向が大きかった。最も費用がかかる訴訟事件（50,000ドル）を担当した弁護士のうちやや大きな割合を占める者もまた、EAP が費用を増加させたと報告した。

いくつかの記述式の意見によると、EAP は、それが不適切な種類の訴訟事件に利用されるときは費用と時間を増加させる可能性があることが示唆された。弁護士が EAP 手続に適していないと考えた何種類かの訴訟事件には、もっぱら法律上の争点のみを含んだ事件や、経験に富みかつ以前共同で業務を行ったことのある弁護士が関与する事件、責任の有無について合意のない事件、及び政府の関与する事件が含まれた。しかし、まさに同数の弁護士が、すべての訴訟事件は EAP 手続への参加を要求されるべきであると考え、また数名の弁護士は、無作為の振分けによる手続のために、彼らが代理する他の事件が EAP 手続に参加することができなかったことに不満を述べたのである。

以上の意見は、EAP に適していない事件を確認するために、なんらかのスクリーニングを行うことが有益であることを示唆している。しかし、このような問題が発生する割合は非常に低いため、訴訟事件を選別するために必要とされる時間をかけても、それにより得られるものはわずかであろう（この手続により不利益を受ける個々の当事者にとっては、これは明らかに受け入れることのできない結論であろう）。

以上の調査結果を要約すると、EAP は訴訟に要する費用をかなり節約することができ、まためったにそれらの費用を増加させないことを示唆している。これらの調査結果は、費用の節約額についての弁護士の見積もりである

点に注意すべきであるが、また同時に、これらの訴訟事件の終結類型についての調査結果と一致している。EAP 手続に参加した訴訟事件は、この手続に参加しなかった事件と比較すると、一層争点決定前に（「A」事件）かつ和解により（「A」事件及び「B-EAP」事件）終結した一方、その手続に参加しなかった事件は、一層判決、事実審理またはモーションにより終結したのであり、したがって、それらの訴訟手続に必要とされる追加的な費用を生じさせたのである。<sup>(36)</sup>

### 5 早期評価セッションが訴訟事件にとり有益とされた事項

諮問グループ及び裁判所は、早期評価計画に関するいくつかの一定の特徴を通して、一層早期の和解を生じさせ、訴訟に要する費用を減少させようとした。<sup>(37)</sup> もちろん、まず第一の特徴は、中立人との早期の会合である。彼らは、この会合において中立人が当事者に対して彼らの訴訟事件について現実的な評価を行うよう援助し、もし可能ならば和解させ、そうでない場合は和解協議を行えるように迅速なディスカヴァリを計画させることを望んだ。

表14が示すように、多くの弁護士が EAP セッションはいくつかの点で有益であると考えたのであり、最も高い割合の弁護士（77%）が、そのセッションは当事者が自己の立場について現実的になるよう促したと述べた。約三分の二の弁護士もまた、そのセッションにより彼らが相手方の立場を十分に理解し評価できるようになり、一層早期の争点の確定が促進され、また、自らの依頼人の主張の長所や弱点を確認することができた、と述べた。したがって、この計画は、まさに諮問グループが期待したような評価を促進しているように思われる。

この計画が提供する評価は、上掲の一連の援助の結合により、次に費用と訴訟遅延の減少にも役立つように思われる。例えば、弁護士が、EAP は当事者を一層現実的にさせまたは彼らに相手方の立場を評価させたと報告する場合、一層この計画が時間と費用を減少させたと報告する可能性が高かった。これとは対照的に、この計画がこれらの点で有害な結果を生じさせたと述べ

表14 早期評価計画が提供する数種の援助の有用性に関する弁護士の評価  
ミズーリ州西部地区カンザシティ部

早期評価計画が提供するものとされている 援助項目	下記のとおり述べた弁護士のパーセント		
	有用である	有害である	効果なし
当事者らをその事件でのそれぞれの立場についていっそう現実的にさせた（人数=1301）。	77.0	4.0	20.0
他の場合と比較して、当事者を事件の解決に一層関与させることを可能にした（人数=1301）。	72.0	1.0	26.0
相手方当事者の弁護士との会合および協議を可能にした（人数=1304）。	71.0	1.0	28.0
相手方の立場を一層理解し評価することを可能にした（人数=1296）。	68.0	1.0	31.0
早期の争点の確定を促進する（人数=1300）。	67.0	1.0	33.0
当事者が、紛争解決のために訴訟以外の方法を検討するよう促す（人数=1297）。	66.0	1.0	33.0
依頼人の主張の長所や弱点を確認することを可能にする（人数=1303）。	65.0	1.0	34.0
相手方の弁護士を評価する機会を提供する（人数=1297）。	63.0	1.0	36.0
受任事件での弁護士間のコミュニケーションを改善する（人数=1299）。	60.0	3.0	38.0
受任事件での当事者間のコミュニケーションを改善する（人数=1296）。	55.0	5.0	40.0
受任事件での当事者間の関係を改善する（人数=1297）。	42.0	8.0	50.0
早期のディスカヴァリを促進する（人数=1284）。	38.0	2.0	60.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 249 (1997).

た者は、一層その計画は費用を増加させ訴訟事件を遅延させたと述べた（しかし、その数はごくわずかであった）。

たとえば弁護士がこの計画は上記の事項についてなんらの効果も有しなかったと報告した場合でさえ、彼らは早期評価計画が訴訟事件の遂行に必要とされる時間と費用を減少させたと述べる傾向が大きかったのであり、この点は、

EAP のその他の実務もまた時間と費用の減少に役立つことを示唆している。それらの一つが、表15に示すように、当事者が EAP セッションに参加すべきであるとの要件である。

表15 当事者の出席が事件の解決に及ぼす影響  
ミズーリ州西部地区カンザスシティ部

当事者	各回答を選んだ弁護士の パーセント (人数=1289)	解決に役立った	解決を妨げた	効果なし
出席	91.0	70.0	1.0	29.0
欠席	9.0	3.0	7.0	90.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT of 1990, 250 (1997).

表15によれば、ほとんどの訴訟事件において依頼人が EAP セッションに参加したこと、及び四分の三に当たる弁護士が依頼人の出席は訴訟事件の解決に役立ったと指摘したことを示している。依頼人が出席しなかったと報告した弁護士のうち、7%の弁護士が依頼人の不在は解決を妨げたと述べた。弁護士の記述式の回答は、表95に報告されている評価を強調するとともに、以下の例が示すように、依頼人の参加が重要であると考えられる理由のいくつかを示している。すなわち、

「私が回答できないいくつかの質問が出てきたが、その答えを知っていた依頼人が在席していたことが訴訟事件の進行に役立った」、

「各依頼人及び（または）保険会社代理人の在席は、早期の訴訟事件の解決にとり極めて重要であると考えられる。彼らは、相手方当事者および弁護士について個人的印象をもつとともに、事実、争点及びそれぞれの立場に関する問題点について公平な評価を受けるのである」、

「私は、依頼人をこの会合に出席させることが重要であると考えられる。依頼人が在席していなければ、弁護士はもっぱらお互いに身構えることができるだけである。依頼人が在席していれば、彼らは事実、法及びリスクについての現実がどのようなものであるかに直面するのである」、

「依頼人は、その代理人が彼らに話していることに耳を傾けようとしないうちがある。第三者（計画管理官）がその事件について意見を述べるならば、確実に依頼人の注意を引き、彼らを現実に戻すことができるのである」。

これらの意見は、依頼人の参加を重要なものと考えた理由を指摘した多くの他の弁護士の意見を代表しているとともに、依頼人の参加を強制すべきであるとする理由を述べた数人の弁護士の意見をも代表している。もっとも、このような裁判所の要求を批判した弁護士もあり、彼の担当した事件では、当事者が会合のためやや遠方からやってこなければならなかったため、当事者の参加により費用が増加しただけであったと指摘した。しかし、弁護士の意見や経験によれば、依頼人がEAPセッションに関与するならば、早期の和解の可能性が高まるであろうと考えた諮問グループの立場が明らかに支持されるのである。

表14によれば、EAP手続が早期のディスカヴァリを促進するという点が示唆されていないことは興味深い。なぜなら、この点は早期評価のための会合から生じる利益の一つと考えられたからである。しかし、他の資料によると、この計画がディスカヴァリについて何らかの効果をもっていることが示唆されている。終結した事件を担当した弁護士のうち任意に抽出された者に対するアンケートによる資料を利用すると、担当事件が「C」グループに振り分けられた弁護士は、「A」グループの弁護士よりも不要なディスカヴァリが行われたと報告する可能性が一層大きかった。しかし、これらの資料は示唆的なものであるに止まる。なぜなら、「A」グループと「C」グループとの間で、例えば質問書と証言録取書の数のようないくつかのディスカヴァリの数量について重要な相違がなかったからである。他方において、このサンプルは、非常に早期に終結した「A」グループの事件数を十分に表示していないとも考えられる<sup>(39)</sup>。これらの事件が一層多くサンプルに加えられるならば、「A」事件と「B」事件におけるディスカヴァリの数量について大きな相違見出されるであろう。

おそらく表14について最も注目される特徴の一つは、EAPセッションが

なんらかの形で有害であると報告した弁護士の割合が非常にわずかであるという点である。このセッションは全体として明確な結果を生じさせ、またそれは計画の立案者が望んだもの（すなわち、当事者に対して自分や相手方の主張を十分に理解させること、早期の争点の確定を一層促進すること、当事者を各自の立場について一層現実的にさせること、及び依頼人を訴訟事件の解決に<sup>(40)</sup>関与させること）に極めて近いように思われる。

## 6 早期評価計画に関する弁護士の全体的評価

上述の調査結果から予想されるように、EAPセッションに参加した大多数の弁護士（参加した弁護士の84%）が、EAPへの参加による利益はそれにより生じる費用をはるかに上回ると考えた（表16参照<sup>(41)</sup>）。さらに、ほとんどすべての弁護士が、適当な事件については自発的に早期評価計画に参加すると述べ、またこの計画は継続すべきであると述べた（それぞれ96%）。表16はまた、自ら担当した特定の事件では利益が費用を上回らないと考えた多くの弁護士が、それにもかかわらず自発的にこの計画に参加するであろうことをも示唆している。弁護士の記述式の回答もまたこの点を示唆している。

表16 早期評価計画の総合的な価値に関する弁護士の判断（パーセント）

ミズーリ州西部地区カンザシティ部

	利益が費用を上回っていますか？ (人数=1295)	あなたは進んで適切な事件をこの計画に付託しますか？ (人数=1298)	この計画は継続されるべきですか？ (人数=1286)
はい	84.0	91.0	96.0
いいえ	16.0	9.0	4.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 252 (1997).

しかし、早期評価手続に参加した弁護士は、一般的には、参加しなかった弁護士よりも、その訴訟事件の結果またはその訴訟事件に関する裁判所の管理全体について一層満足しているようにはみえない。終結した事件において任意抽出された弁護士からの資料を用いた場合、「A」、「B」または「C」

事件における弁護士の間において、事件の結果についての満足度、結果の公正さ、裁判所の事件管理に関する満足度またはその公正さについて何らの相違も見い出さなかった。これらのグループは、受任事件における処理期間または費用に関する満足度の水準の点でも何ら相違しなかった。ここでも、このサンプルは早期に終結した「A」事件数を十分に表示しておらず、実際の相違を示していないであろう。

以上の分析は、全体として、早期評価計画が裁判所及び諮問グループの設定した目標の実現に非常に効果的であったことを示唆している。彼らが期待したように、早期評価計画は、当事者がその訴訟事件をより現実的に把握し、和解の計画及び協議に従事させる機会を提供するように思われる。参加を要求される訴訟事件については、この計画はこのような助力を訴訟の早期に提供し、それによって訴訟処理期間を短縮し、より一層の和解をもたらす、裁判所の判決を減少させ、そして訴訟に要する費用を減少させるように思われる。この手続に参加した大多数の弁護士は、この計画が継続されるべきであると考えているのである。<sup>(42)</sup>

早期評価計画について先に報告された効果及びそれについての弁護士の積極的な評価は、この計画に非常に好意的な多くの記述式の意見によりさらに裏付けることができる。以下は、そのいくつかの例である。すなわち、

「早期評価計画は、卓越した構想である。その計画は当事者双方の裁判費用を減少させる。その計画は紛争解決に必要な時間を短縮し、それによって裁判の遅延から生じるストレスや圧力を減少させる。その計画は、当事者が自らの立場を相手方や第三者に主張することのできる場所に参加できるようにする。その計画は、当事者が正当に扱われ、意見の相違を解決し、威厳を保つことを可能にする。その計画は、以上のすべての事項を連邦裁判所制度の下で著しく費用を節約して実行するのである」。

「裁判所に雇用され、したがって当事者が問題を解決するのを援助することだけを目的とする中立人の出席は、私の依頼人に対して強いインパクトを与え、かつ相手方にも同様の効果を与えるように思われる」。



「私がこの計画について有する『唯一の』不満とは、その計画が現在のところそれに参加することのできる事件を選択的なものとしている点である。私は、この計画に含めることができかつそう望むいくつかの事件を有しているが、それらは対象標準グループに振り分けられた。私は、すべての訴訟事件が少なくともその計画に参加することのできる日を待ち望んでいる」

『『早期評価』は、私が15年間司法制度を見てきた中で『最もすばらしい制度』である。なぜなら、それは弁護士に会話をさせ、またその訴訟事件について当事者を現実的にさせるからである」

「私にとっては、それが最初の調停であったので非常に懐疑的であった。その結果は三当事者のすべてにとり卓越的なものであったし、また、弁護士報酬は全体で300,000ドルほど節約され、かつ制度上訴訟に要する年月を2、3年短縮した。この調停は、事件を認識するために必要とされる期間を不要とした。依頼人は、訴訟の後の段階ではなく初期の段階で関与した。弁護士は、初期の段階で彼らの事件のもつ価値について公正な評価を行うことを要求されたのであり、弁護士の間での衝突にかなりの時間を費やした後に、かつ真の争点に取り組まないまま2、3年を経過してしまうようなことはなかった」

「この計画は、私が法廷弁護士として関与した中で最も公正かつ効率的な強制的・任意的な調停・仲裁計画である。Snapp氏は、適材適所の人物である。彼の忍耐、準備及び熟練は、たとえ西部地区連邦法律家の構成員が彼らの支払うべき使用料の一部としてその費用を負担するとしても、この計画を価値あるものとしている。この計画を継続するなんらかの方法を見出してほしい」

「依頼人やこの種の訴訟についての私の経験によれば、この事件は確かにEAPによってもよらなくても和解により解決したであろう。しかし、EAPを通して、その事件は迅速に和解により解決され、私の依頼人は弁護士報酬の支払いを節約したのである」

以上の意見及び表16が示す評価によれば、裁判所における早期評価計画につ

いては、その計画に参加した者による極めて大きな支持があることが示されている。いくつかの意見はまた、この計画が効果的であることの主要な理由の一つとして、現在の管理官・調停人の存在をあげている。このような評価は、次のようなまさに二つの評価を意味している。一つは、事件を評価するための当事者の早期の会合がより早期の和解を促進するであろうという諮問グループの意見についての評価であり、もう一つは、諮問グループの立てた計画を実行した個人についての評価である。以上の調査結果は、諮問グループの意見を支持するとともに、その大部分が計画管理官による卓越した適用を通して実現されてきたことを示している。もし別の調停人がそのセッションを実施するならば、早期評価手続が同じ結果をもたらしたかどうかは、この計画からは判断することができない。<sup>(43)</sup>

- (1) ミズーリ州西部地区連邦地裁における早期評価計画の詳細については、拙稿「ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価（1）一連邦司法センターによる早期評価計画の評価を中心として一」国土館大学比較法制研究26号16-30頁（2003）を参照。
- (2) 毎期の報告書は「A」、「B」及び「C」事件の終結期間の中央値を示しており、それによれば、「A」事件の終結期間が一層短いことが明確に示されている。この報告書は、また弁護士に対して行った調査結果を要約している。See DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 232 n. 163 (FJC 1997). See also Kent Snapp, *Five years of Random Testing Shows Early ADR Successful*, DISPUTE RESOLUTION MAGAZINE 16 (Summer 1997).
- (3) 1994年6月、裁判所はマジストレイト裁判官に民事事件を担当させるという方針をとった。96会計年には、25件の民事事件が各マジストレイト裁判官に配点されるであろう。当事者が地方裁判所裁判官への再配点を明確に求めなければ、それらの事件はマジストレイト裁判官により裁判される。DONNA STIENSTRA ET. AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 233 n. 164.
- (4) *Id.* at 232-233 (FJC1997).
- (5) *Id.* at 233-234. ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における事件（訴訟）管理手続については、拙稿前掲注（1）国土館大学比較法制研究26号30-33頁を参照。

- (6) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (3), at 234.
- (7) *Id.* at 234-235.
- (8) *Id.* at 235-236.
- (9) *Id.* at 236.
- (10) *Ibid.*
- (11) 実務における早期評価計画の実際については、拙稿「ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価（1）—連邦司法センターによる早期評価計画の評価を中心として—」比較法制研究第26号23頁以下（2003）を参照。
- (12) *Id.* at 237.
- (13) 「賛同する」とは、「強く賛同する」および「賛同する」を、「賛同しない」とは、「全く賛同しない」および「賛同しない」を含む。*Id.* at 237, n. 167.
- (14) EAPに参加する数名の当事者は、「B」グループに振り分けられた後にEAPに参加することを選択した。これらの事件は「B-EAP」事件と表示される。「B」グループに振り分けられたがEAPへの参加を選択しなかったものは「B-非EAP」グループと表示される。
- (15) 本稿では、カイ二乗分析において $p < .05$ で統計上重要な関係のみが報告される。訴訟物に関する専門家については、市民的権利に関する事件を担当した弁護士の16%、および労働事件を担当した弁護士の18%が専門家の方が有益であったと認めた一方で、契約事件及び不法行為事件では、それぞれ11%および8%であった。逆に、契約及び不法行為事件を担当した弁護士の69%が専門家は不要であると述べたのに対して、市民的権利及び労働事件についてはそれぞれ55%および52%であった。*Id.* at 239 n. 169..
- (16) *Id.* at 237-239.
- (17) *Id.* at 239.
- (18) *Id.* at 239-240.
- (19) *Id.* at 240.
- (20) *Id.* at 241.
- (21) 終結した事件において任意抽出された弁護士に別途送付された質問書の調査結果によれば、ミズーリ州西部地区における大部分の弁護士（83%）は、受任事件が適切な速度で進行したと考え、10%がその進行は著しく遅延したと考え、2%が余りにも早く進行しすぎたと考えた。これらの調査結果が基礎としたサンプルは、裁判所のADR計画により早期に終結した事件を十分に代表していないので、この調査結果は事件の進行が著しく遅延したと考えた弁護士の数を過大に述べているであろう。*Id.* at 241.
- (22) 主な民事事件の種類のうち、EAPが訴訟を進行させたと述べた弁護士の割合は、契約事件が80%、不法行為事件が82%、市民的権利に関する事件が89%、労働事件が82%であった。
- (23) 自発的に参加した弁護士のうち、67%の者がEAPは有益であったと述べたのに対して、参加を要求された者は56%であった。対照的に、参加を要求された弁

- 護士の15%がこの計画はなんらの効果も有しなかったと述べたのに対し、自発的に参加した者は6%であった。
- (24) *Id.* at 241-242.
- (25) 表7及び8の線は、係属中の事件を考慮に入れた保険統計上 (actuarial) の方法による分析に基づいている。もし終結した事件のみが分析の際に使用されるならば、終結期間は歪曲される (すなわち短縮される) であろう。なぜなら、最も早く終結した事件のみがその分析に含められるからである。補遺 A の詳細な説明を参照。表7及び8は、3種のEAP事件のいずれかに振り分けられた3,013件の民事事件について、1996年1月1日から同年8月31日までに提起されたものに基づいている。*Id.* at 242 n. 173.
- (26) 裁判所は無作為に訴訟事件を実験グループ、自発的グループ及び対照標準グループに振り分けたので、各グループの事件は、実験的な条件ではなくすべて同様な条件に服しており、その結果、他のすべての条件が同一であるので、調査された結果は実験に基づくものであるとの結論を導くことができる。*Id.* at 243 n. 174.
- (27) *Id.* at 242-244.
- (28) *Id.* at 244.
- (29) *Id.* at 244-245.
- (30) *Id.* at 245-246.
- (31) 終結した事件において任意抽出された弁護士に別個に送付された質問書についての調査結果によれば、63%の弁護士が裁判費用は適切であると考え、19%が費用はあまりにも高額であったと考え、11%が費用は極めて低額であったと考えた。これらの調査結果が基礎としたサンプルは、裁判所のADR計画により早期に終結した事件を十分に代表していないので、この調査結果は費用があまりにも高額であったと考えた弁護士の数を過大に述べているであろう。*Id.* at 247n. 176.
- (32) 節約額の中央値は、回答者ごとではなく当事者ごとに報告されている。すなわち、単一の当事者に対して2名以上の弁護士が回答したときは、弁護士の見積額は平均される。*Id.* at 247n. 177.
- (33) 最初の400通の質問書は、弁護士に対して費用の節約についての見積額を尋ねなかったため、この分析に利用することのできる回答の数は他の質問に比べて少ない。すべての質問書の受領者に問われた質問 (EAPは裁判費用の減少にとり有益であったか有害であったか) によれば、非常に類似した回答のパターンが示されている。すなわち、73%がこの計画は費用の減少に有益であったと答え、9%がそれは有害であったと述べ、18%がなんらの効果もなかったと述べた。*Id.* at 247n. 178.
- (34) 質問は次のようなものであった。すなわち、「もし、当該事件がEAPに振り分けられなかったとすれば、和解、判決またはその他の訴訟の終了によりあなたの依頼人に生じたであろう裁判費用の総額 (弁護士報酬及び費用を含めて) はどの程度の額か。以上の費用と比較した場合、この計画への参加はあなたの依頼人

- に生じた裁判費用の総額にどのような効果を有したか」。選択肢は、なんらの効果もない、費用を増加させた、費用を減少させた、であった。*Id.* at 247n. 179.
- (35) それらの見積額について留意すべき点は、それらが見積もりであるという事実のほか、その質問に対する回答者の数が比較的少ないという点である。すなわち、潜在的には1300名のうち約380名が費用の節約額と裁判費用の総額についての見積額を提供した。*Id.* at 248 n. 180
- (36) *Id.* at 247-248.
- (37) *See also* Kent Snapp, *Five years of Random Testing Shows Early ADR Successful*, DISPUTE RESOLUTION MAGAZINE 16 (Summer 1997).
- (38) 「有益である」は「非常に有益である」と「いくらか有益である」を、「有害である」は「非常に有害である」と「いくらか有害である」を含む。DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (3), at 249 n. 181.
- (39) これらのサンプルは、裁判所の一般命令が明記する EAP 手続の開始時点としての争点決定がなされた (issue was joined) 事件に基づいている。しかし、実際には訴訟事件についてしばしば争点決定前に EAP セッションのスケジュールが立てられかつ終結している。この質問事項とその範囲に関する詳細な議論については、補遺の A を参照。*Id.* at 251 n. 182.
- (40) *Id.* at 248-251.
- (41) EAP への参加を要求された弁護士の方が、EAP に自発的に参加した弁護士に比べて、利益が費用を下回ったと述べる傾向が若干高かった。すなわち、「A」事件の弁護士の18%が利益は費用を下回ったと述べたが、[B] 事件で自発的に参加した弁護士の場合は10%であった。*Id.* at 251 n. 183.
- (42) *See also* Kent Snapp, *supra* note (37), at 17.
- (43) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (3), at 251-253.

## E わが国に与える示唆

### 1 ミズーリ州西部地区連邦地裁における早期評価計画の効果

以上、ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における早期評価計画の内容およびその効果について、連邦司法センターが行った調査に基づいて検討を行ってきた。これまでの検討結果から、この早期評価計画が、訴訟の迅速な終了および費用の低廉化という要請に対して一定の効果を有することが明らかとなった。このような目的を達成することに貢献するものとして裁判所が指摘した早期評価計画における最も重要な特徴とは、(1) 当事者が真摯に彼らの事件を評価することができるように、当事者を早期に会合させるものと

する要件、及び（２）この計画に振り分けられたほとんどの事件について調停を行う、計画管理官の技量および名声、であった。

また、弁護士も、ほぼ同様な指摘を行っているが、特に前者の要件については、早期評価計画におけるセッションは、（１）当事者に対して自らの主張や相手方の主張を十分に理解させ、（２）より早期の争点の明確化を促し、（３）当事者が、それぞれの立場を一層現実的に把握することができるようにし、また（４）当事者を、他の場合よりも一層彼らの訴訟事件に関与させる、という点を指摘した。これらの指摘によれば、当事者が、訴訟の早期の段階で開催される早期評価計画手続において、それぞれの立場を一層現実的に把握することができるならば、それによって当該紛争は判決によってではなく、和解により終結する可能性が一層大きくなるのであり、それによって当該紛争を迅速・低廉に解決するという要請が実現される、と考えられる。さらに、連邦司法センターの分析によれば、依頼人自身がEAPセッションに参加することが、訴訟事件の迅速・低廉な解決に役立つことが指摘されている。この点は、上述のように、当事者が各自の立場をより現実的に把握することが事件の迅速・低廉な解決をもたらすとすれば、依頼人自身の出席がきわめて重要な意味を有することが理解される。

## 2 評価型 ADR 手続と調整型 ADR 手続の連携の可能性

上述のように、ミズーリ州西部連邦地裁では、民事紛争の迅速・低廉な解決という要請を達成するためには、当事者間に早期の段階において和解が成立することが重要な意味をもつが、そのためには、当事者が、各自の立場を一層現実的に把握することが必要であり、そのための方策として早期評価計画が定められたものと考えられる。すなわち、まず早期評価計画の第1段階において、計画管理官が、当事者に対して当該訴訟事件について中立的な立場からの評価を示すことによって、当事者にその事件について現実的な把握をさせる。そして、次にこれを受けて、早期評価計画の第2段階として、計画管理官が、中立的な第三者として、当事者間において調停手続を実施して、

当事者間に和解を成立させる。

このように、まず第1段階として評価型ADR手続を用意し、この手続により当事者に対して事件についての中立的な評価を示し、当事者がその事件についてより現実的な理解をした後に、これを受けて第2段階として調整型ADR手続を用意して当事者間に合意（和解）に向けた協議をさせるという方式を採ることにより、双方のADR手続を連携させることができるとすれば、一層迅速かつ低廉な紛争解決を導くことができる、と考えられる。

### 3 当事者のADR検討義務の必要性

アメリカの連邦民事訴訟手続では、当事者は訴えを提起した後、まず当事者間において請求及び防御方法の内容及び根拠や、迅速な和解または紛争解決、ディスクロージャー及びディスカヴァリの計画等について協議することを義務付けられている（当事者の協議義務〔会合協議義務〕、アメリカ連邦民訴規則26条（f）項）。そして、当事者は、次にこの協議義務に基づいて作成した共同の計画書面を予め裁判所に提出することを義務付けられており、これに基づいて、裁判所と当事者との間でスケデューリング協議（scheduling conference）が実施されることとされている（連邦民訴規則16条（b）項）。この当事者の協議義務は、主要な争点の確定や訴訟の進行計画等に関する早期の共通認識の形成を可能とするものであり、訴訟の迅速化にとり極めて有効な方策であると評価されている<sup>(44)</sup>。そして、提訴後の当事者間での会合協議や、裁判所におけるスケデューリング協議における協議事項の一つとして、当事者は、原則として何らかの方式のADRの利用を検討すべきものとされている<sup>(45)</sup>（訴訟内ADR）。このような早期の事件管理手続とADR手続との統合は、民事紛争の迅速かつ低廉な解決を一層促進するものと思われる。これに対して、わが国の民事訴訟法では、現在のところ、提訴後の訴訟における早期の段階での、当事者によるADR利用検討義務といった制度は採用されていないが、今後このような訴訟内ADRの制度を検討する余地は大いにあるものと思われる。

#### 4 民間 ADR 手続との連携の可能性

上述のように、当事者が訴訟の早期の段階でなんらかの ADR の利用を検討すべき義務を負うことを前提とした場合、その検討の対象となる ADR には、いわゆる裁判所に付属する ADR 手続の利用が考えられるが、この手続を多様化することに加えて、さらに民間 ADR の利用をもその選択肢の一つとすることが考えられる。このように選択の対象となる ADR の種類を多様化することにより、当事者のニーズに即した最も適切な ADR を当事者が選択することが可能となり、これにより当事者が ADR を通して紛争を解決する可能性もまた一層増大するものと考えられる。これに関連して、わが国においては、平成16年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が<sup>(46)</sup>制定され、同法5条により法務大臣の認証を受けた民間事業者である認証紛争解決事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との契約に基づき、和解の仲介を行う民間紛争解決手続としての裁判外紛争解決手続（認証紛争解決手続）を実施することができるものと定める。そして、この認証紛争解決事業者の実施した裁判外紛争解決手続については、時効中断効の付与、訴訟手続の中止、及び調停の前置に関する特則についての規定が適用されるものとした。すなわち、第1に、認証紛争解決手続に時効中断効を付与し、当該認証紛争解決手続における請求時に、訴えの提起があったものとみなしている（同法25条1項）。<sup>(48)</sup>第2に、当事者間に訴訟が係属する場合に、当該紛争について認証紛争解決手続が実施されている等のときは、受訴裁判所は、当事者の共同の申立てがあるときは、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるとする（同法26条1項）。<sup>(49)</sup>第3に、民事調停法及び家事審判法上の調停前置主義の適用を受ける事件について、<sup>(50)</sup>認証紛争解決手続が実施されかつ和解が成立しなかったときは、調停前置主義の適用を受けないものとしている（同法27条）。<sup>(51)</sup>当事者間に訴訟が係属する場合に、今後、この法律に基づいて認証された民間 ADR 手続を、訴訟内



ADRにおける選択肢の一つとして位置付けることにより、民事訴訟手続とADR手続との一層の連携を図ることができると考えられる。そして、このように両者の連携の範囲を拡大することにより、民事訴訟事件の迅速・低廉<sup>(52)</sup>な解決が一層促進されることになるであろう。

- (44) アメリカ連邦民事訴訟規則における事件(訴訟)管理手続については、拙稿「カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正について—2000年の連邦民事訴訟規則改正に伴う事件管理手続の改正を中心として—」*国士館法学*第33号67-74頁(2001)を参照。
- (45) 1998年成立の連邦ADR法は、すべての連邦裁判所が、その地方規則(local rule)に基づいて、すべての民事事件の当事者に対して、訴訟の適切な段階でADRの利用を検討するよう求めなければならないと定める。Pub. L. No. 105-315, 3, Oct. 30, 1998, 112Stat. 2993.
- (46) 例えば、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、ADRに関してマルチ・オプション計画が採用されており、当事者は、数種類のADRの方式(調停、仲裁、早期中立的評価、及び民間ADR)の中から自己のニーズに合ったADRを選択することができるものとされている。この点について、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによるADR及びマルチ・オプション計画の評価を中心として」*国士館法学*第32号1頁以下(2000年)、及び拙稿・前掲注(44)83頁以下を参照。
- (47) 平成16年法律第151号。この法律の詳細については、内堀宏達『ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)概説とQ&A』(商事法務, 2005年)、及び小林徹『裁判外紛争解決促進法』(商事法務, 2005年)を参照。
- (48) この規定の趣旨については、内堀・前掲注(46)66頁以下及び120頁、及び小林・前掲注(46)127頁以下を参照。
- (49) この規定の趣旨については、内堀・前掲注(46)70頁以下及び120頁、及び小林・前掲注(46)133頁以下を参照。
- (50) 民事調停法第24条の2、及び家事審判法第18条参照。
- (51) この規定の趣旨については、内堀・前掲注(46)74頁以下及び120頁、及び小林・前掲注(46)137頁以下を参照。
- (52) 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)の意義、今後の展望及び課題について、町村泰貴「ADR新時代」*ジュリ*1317号161頁以下(2006年)を参照。

\*このたび、長年にわたって国士館大学法学部における教育・研究にご尽力された富田敬一教授および菊池定信教授の両教授が退職されることとなった。両教授には在職中大変にお世話になった。拙稿ながら、両教授のご退職の記念としてこの論文を献呈させていただきたいと思う。